

就職への一歩を
支援します

令和4年度弘前市資格取得チャレンジ事業費補助金

就職に必要な資格取得を目的として受講する、教育訓練や技能講習に要する入学金および受講料の一部を補助します。



▼募集期間 随時（先着順、予算額に達した時点で受付終了）

▼対象者 弘前市に住所を有し、ハローワークを通して求職の申し込みをしている失業者およびパート・アルバイト労働者

※他にも要件があります。

▼対象訓練 市内に所在する教育訓練施設で行われるもので、一般教育訓練、特定一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した訓練（通学による訓練が全課程の50%を超えるもの）、または市内に所在する技能講習施設で行われるもので、労働安全衛生法に基づき実施される技能講習

※令和5年3月31日までに修了する訓練と講習が対象。

※交通費、副教材購入費等は除く。

▼補助限度額

○教育訓練…女性と40歳未満の男性＝対象経費の実支出額の合計額の3分の2に相当する額または15万円のいずれか少ない額／40歳以上の男性＝対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額または10万円のいずれか少ない額

○技能講習…対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額または10万円のいずれか少ない額

※教育訓練給付金、短期訓練受講費の支給を受けることができる対象者は、当該給付金または受講費の額を控除。

▼申し込み方法 対象訓練受講開始日の2日前までに、交付申請書等を提出してください。

※交付申請書は市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ・申込先 商工労政課（市役所5階、☎35-1135）

空き家を解体
しませんか

老朽空き家等除却促進事業費補助金



▼対象建物 次の①～④の要件すべてに該当する、市内にある住宅として使用されていた空き家



①木造または鉄骨造

②一戸建ての住宅または床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋・共同住宅を除く）

③不良度の評点が100点以上（柱の傾斜や屋根、外壁の剥げなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）

④放置すれば周囲に影響を及ぼすおそれがあるもの

▼補助対象者 次の①・②のいずれにも該当する人（営利を目的とする法人を除く）

①対象建物の所有者または相続人など

②市税等の滞納がない人

▼対象工事 市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が行う工事

▼補助金額 除却に要する費用の40%（上限額50万円）

▼募集戸数 5戸程度

▼事前協議受付・補助金申請期間 5月16日（月）～12月23日（金）

▼申請の流れ 市職員が敷地に立ち入り空き家の現地調査を実施する「事前協議」を行います。事前協議で補助金の対象となった物件が、補助金申請の手続きをすることができます。

他にも条件がありますので、詳細は市ホームページで確認するかお問い合わせください。なお、空き家を解体することで土地の固定資産税等が増額になる場合があります。

■問い合わせ・申請先 建築指導課（市役所3階、☎40-0522）



弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中！

空き家・空き地をお持ちの方は、気軽にご相談ください。農地付きの空き家も登録可能です。

■問い合わせ先 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局（建築指導課内、☎40-0522）

今年度の変更点
などをお知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1. 令和4年度の保険料

令和4年度の保険料算定のもとになる新しい保険料率が決まりました。

保険料率は2年ごとに見直しをしていますが、

団塊の世代が75歳になり始めることによる医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、一部引き上げられることとなりました。被保険者の皆さんのご理解をお願いします。

◆保険料の計算式

均等割額 (被保険者全員が納める額)	+	所得割額 (所得に応じて納める額)	=	年間保険料 (100円未満は切り捨て) 限度額66万円(※4)
4万4,400円(※1)		基礎控除後の所得(※2)×8.80%(※3)		

※1…令和3年度と同じく4万4,400円。世帯の所得が低い人などには軽減措置があります。

※2…前年の所得から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

※3…令和3年度は8.30%。被用者保険の被扶養者だった人は所得割額の負担が免除されます。

※4…令和3年度は64万円

2. 事故にあったとき（第三者行為による傷病届などについて）

交通事故や暴力など、第三者（自分以外）の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けたときは、国保年金課（市役所1階）へ必ず届け出てください。また、自損事故や業務中の事故で労災が適用されない場合も届け出が必要です。

■問い合わせ先 国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）／青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）



費用の一部を
補助します

ごみ集積ボックス設置事業費補助金

市では、ごみ集積所におけるカラスなどの食い荒らし対策として、ごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠の購入費用または修繕費用の一部を補助します。

▼対象者 ごみ集積所を設置・管理する町会、集合住宅所有者など

▼対象経費 ごみ集積ボックス、折り畳み式ごみ収納枠の購入費・修繕費または、自ら作製・修繕する場合の材料費

▼補助金額

○新たに設置または買い替えして設置する場合…補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックスは10万円、折り畳み式ごみ収納枠は2万円のいずれか少ない額

○修繕して設置する場合…補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックスは5万円、折り畳み式ごみ収納枠は1万円のいずれか少ない額

※1 補助対象者において年度内申請基数に上限が

あります／補助の内容は申請期間までに変更になる場合があります。確定した内容は、5月2日までに各町会長等に送付する通知または市ホームページで確認を。

▼申請期間 5月2日～令和5年1月31日
※予算が無くなり次第終了／申請前にすでに購入・作製しているものは対象外。

詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 環境課資源循環係（市役所2階、☎35-1130）



▲ ごみ集積ボックス



▲ 折り畳み式ごみ収納枠